

どりいむ倶楽部



Vol. 12

平成 29 年
8月吉日発行

弁護士って“お堅い”印象ありませんか？ 淡路町ドリームの弁護士も、もちろん業務上は真剣そのもの。

でもでも事務所内で一緒に過ごしていると、お茶目で意外 (!?) な一面も見えてきます。

「どりいむ倶楽部」は、そんな弁護士たちの普段とは違う顔をお届けするニュースレターです。

夏の三大合宿

～ 酒と空手におぼれる日々 ～

夏です。空手の夏です。「何で空手なの？」と突っ込まれそうですが、私にとっては、夏はまさに空手の季節です。毎年毎年、夏には恒例の空手の合宿が3つあります。その①は7月のハワイ合宿、その②は8月のぶらり庵(日本空手道松濤会の支部、私が代表を務めております)夏合宿、その③が9月に行われる母校中央大学空手部の夏合宿です。これをあわせて夏の三大合宿といいます。夏の夜空を飾る、夏の大三角をもじったような言い方ですが、私にとっては、まさに夏の風物詩であるわけです。

ところで、なんで、空手をハワイでやるのだ、というと、単にハワイが好きだからです。ほかに理由はありません。別に空手の聖地でもありませんし、支部があるわけでもありません。ただ、もともとは、10年近く前にハワイの「ホノルルフェスティバル」という、3月にワイキキで行われるジャパンフェスにぶらり庵が演武団体として参加したことがきっかけです。それがやみつきになり、さらにもっとハワイを楽しもうということで、季節も一番夏らしい7月に移行し、ホテルではなく、別荘を借りて皆で自炊し、海辺で稽古し、ワイキキで遊ぶというところにたどり着いたというのが実態です。

朝夕、2回の稽古は日課ですが、それより大切な「日課」が夜の宴会です。ウエルカムパーティ、フェアウエルパーティ、BBQ、それぞれの2次会をいれて、まあよく飲むこと、飲む

法人代表・弁護士 松江 仁美

弁護士・空手家・コメンテーターと、
マルチに活躍する松江仁美弁護士
が、「今」伝えたいことは……。



こと。アメリカチックななかでかい冷蔵庫一杯に容れておいたビールやワインを初日一晩で飲み干したこともありました。

これにつぐ肝臓の稽古になっているのが、ぶらり庵の合宿。1泊2日ではありますが、その日から筋肉痛になるような激しい稽古のあと、夜の納会、帰りに立ち寄り那須高原ビールのブルワリーと、夏とビールを堪能しまくります。

学生さんの合宿は最終日以外は、参加したOBも他支部門人も禁酒ですので、かなり、合宿らしい様相を呈してきます。体育館での延々と続くウサギ跳びなど、クレイジーな稽古を「堪能」し、最終日は乾杯と同時に皆ではじけ飛びます。いやあ、いい年をして、私もよくやってますよ。

毎年、夏に合宿参加のための休暇をとれること、体が丈夫で稽古ができること、これらに感謝しつつ、酒と空手におぼれることが私の夏です！



理聖の部屋

弁護士の清水理聖です。日常に潜む疑問につき弁護士の視点からお答えしている本コーナー、今回のテーマはこちらです！

「これって、法律的にどうなの？」——日常に潜む疑問や問題を、清水理聖弁護士がズバツと解説。それが、“理聖の部屋”です。

「落とし物には要注意！？落とし物に関わる法的な仕組みについて」

ついついやってしまう忘れ物や落とし物ですが、警察に届けられている事も多く、後々見つかりホッとしたという経験、皆様あるのではないのでしょうか。人の親切が身に染みる瞬間ですね。ところが、落とし物を拾ってくれた人から会いたいと迫られ、警察からもその人物に連絡しないと氏名電話番号を教えることになると言われたという出来事が近時話題となったそうです。何があったのか、落とし物に関わる法律の仕組みを見てみましょう。

落とし物をもったら、犯罪なの？

まず、落とし物を見つけたら警察に持っていくということは皆様ご存じと思いますが、これを持ち帰ってしまうとどうなるのでしょうか。法律用語では落とし物を遺失物と呼び、許可なく持ち帰ると刑法上の遺失物横領罪にあたり(刑法254条)、1年以下の懲役または10万円以下の罰金もしくは科料に処されることとなります。誰も見ていないとついつい持ち帰ろうかという気が湧くかもしれませんが、犯罪になるので絶対にやめましょう。

民法ではどう解釈するの？

次に民事レベルではどのようなルールがあるのでしょうか。遺失物法という法律が存在しているので、民法と併せてこちらも確認しましょう。

遺失物法では、遺失物の拾得者は速やかに拾得をした物件を遺失者に返還するか、警察署長に提出しなければならないとされています。警察署長は、遺失者が判明したときは提出を受

けた物件をその者に返還するが、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、その所在を知ることが出来ない時は、物件の種類及び特徴、拾得日時、場所を公告しなければならず(遺失物法7条)、公告後3か月以内にその所有者が判明しない時は、拾得した者がその所有権を取得するものとされています(民法240条)。また、物件の返還を受ける遺失者は、拾得者が請求した場合は、当該物件の価格の5%~20%に相当する額の報労金を支払わなければならないとされています(遺失物法28条1項)。さて、この報労金ですが、請求をするからには相手方の連絡先をわからなければいけません。そこで遺失物法第11条では、拾得者の希望があれば警察は落とし主の名前や住所を伝えることができると定めており、その際、落とし主の同意については必要としていません。そこで初めに書いたようなトラブルが起きてしまったんですね。

結論としては現行法上仕方なく、万が一ストーカーなどされた場合は別途対応ということになるわけですが、プライバシーを考えると怖い部分もあります。もう少し柔軟な形に法改正されるとよいのかもしれませんがね。



弁護士 清水 理聖

医者志望だったこともあり、理・文共にOK。
その多角的思考を法解釈に活かしている。

だいすけ 大輔の“ここ”が大好き！



弁護士
氏家 大輔

自己共に認める旅行好き。いろいろな分野に関心を持ち、新たな「発見」を求めている。

夏真っ盛り!ということで、外に出かける機会が多いこの季節ですが、蚊などの虫刺されには気を付けたいものです。蚊は人間が出す炭酸ガスや温度、乳酸に反応して刺してくるので、新陳代謝が活発な人は刺されやすいですが人間がストレスを感じると出る物質は蚊は嫌いなため、ストレスが多い人は逆に刺されにくいそうです。小さい子どもがよく蚊に刺されるのは、新陳代謝が活発というのもあるでしょうが、ストレスが少ないというもあるのでしょうか。まあ、だからといってストレスが多い方が良いなどということはありませんが、蚊を媒介にして悪い病気にかかることもあり、最近はデング熱といった海外の病気が日本で発症した例もあるようですので、虫よけ等の対策はしっかりして楽しい夏をお過ごしください。



顧問弁護士

松江 頼篤

当事務所きってのベテラン
弁護士。しかし、音楽や山歩き
が大好きで少年の心は忘れず。

ベトナム旅行記

先日、ベトナムに行ってきました。2年前、仕事でホーチミンに行ったことがあり、今度はハノイでした。昨年、弁護士会内の会派の執行部に属しており、その打上旅行です。執行部は一年間何かと苦勞が多いのですが、この打上旅行があるから乗り切れる、とも言えます。今回の旅行のハイライトは、世界遺産のハロン湾でした。ハノイからかなり距離があり、バスでの往復は大変でしたが、苦勞して行った甲斐がありました。湾の中に大きな奇岩が沢山立ち並び、その光景は圧巻です。

貸し切りの船で、絶景を堪能し、飲み食いしな

がら仲間と一緒に過ごす時間は、至福の時でした。話も自然と盛り上がります。まだ若干旅行の疲れが残っていますが、やはり旅はよい気分転換になり仕事の励みになります。また次の旅行まで、仕事に励みたいと思います。



涼子の良好キッチン



夏本番、毎日暑い日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしですか。夏といえ
ば、つつつとおいしいお蕎麦を食べたいですね。

そこで、「挽きたて、打ちたて、茹でたて」のお蕎麦が食べられる!ということで、蕎麦
打ち体験に行ってきました。

まず、蕎麦の実から挽きたての蕎麦粉と小麦粉を混ぜ、その中に少しずつ水を加
えてよく混ぜます。その後、生地をよく練ってから丸めてまとめ、打ち粉を振って手と
綿棒でよくのばします。この時、できるだけ均一の厚さにのばすのがポイントだそう
です。その後、のばした生地をたたみ、まな板の上で均等に切ります。これがまた難
しい。ここまでやったら、あとはお店の方が茹でてくださり、茹でたてを試食させて
いただきました。

気になるお味は、、、おいしい!!皆様もぜひご体験ください☆



打ちたて、茹でたてのお蕎麦は格別!



弁護士 三好 涼子

料理教室に通い出して9年目
の三好弁護士が、みなさんに
オススメしたいとおきの
一品をご紹介します!

Pick up News

今年もやります、どりのむ祭り!

2015年より開催させていただいておりますどりのむ祭りも、今年の夏で3回目の開催となります。
飲んで食べて騒いで、夏の暑さを吹き飛ばしましょう!

日時：7月21日(金) 19時～

場所：当事務所3階道場

弁護士法人 淡路町ドリーム
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-2 クリスタルビル3・4階 受付8階
受付時間：平日 8:00～21:00 土日祝 9:00～18:00 TEL：03-3255-1090



お祭り娘がお待ちしています♪(笑)